

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成17年9月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県知事柿本善也を相手方とする奈良県郡山土木事務所に係る調停申立書に係る調停記録・平成17年2月18日、平成17年4月19日、平成17年5月10日」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成17年10月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「奈良県知事柿本善也を相手方とする奈良県郡山土木事務所に係る調停申立書に係る調停記録（報告書）・平成17年2月18日、平成17年4月19日、平成17年5月10日」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

##### （1） 開示しないことと決定した部分

報告書における調停の内容（以下「本件不開示情報」という。）

##### （2） 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年10月24日、本件決定を不服として、行政不服審査法

(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成17年11月7日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

報告書がすべて白紙であるため、報告書における調停の内容の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭意見陳述はなかった。

申立人本人の情報であるため、当然に開示すべきである。申立人本人が提出した資料は、当然に開示すべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

#### 1 本件行政文書について

本件開示請求において請求する行政文書の名称として記載されていたのは、「奈良県知事柿本善也を相手方とする奈良県郡山土木事務所に係る調停申立書に係る調停記録 平成17年2月18日 平成17年4月19日 平成17年5月10日」である。

実施機関が保有する文書には調停記録という文書は存在しないことから、この請求内容に該当する文書について、実施機関において検討した結果、調停に出席した職員が調停内容を報告するために作成した報告書が請求内容に近い行政文書だと考えられるため、当該報告書を開示請求対象の行政文書として特定したものである。

#### 2 条例第7条第2号の該当性について

調停における調停委員と県とのやり取りの記録は、そのすべてが調停申立人の個人情報であることは明らかであり、第2号本文の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

るもの」に該当する。

次に、第2号に係る除外規定であるア、イ、ウについて検討する。

調停における会話等については裁判所では記録しておらず、調停委員が調停の大まかな概要を調停事件経過表にまとめて、裁判所に提出するだけである。なお、調停事件経過表は完全に非公開である。このことから、当該報告書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

次に、当該報告書が「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないことは明らかである。

また、当該報告書は、公務員等の職務の遂行に係る個人情報ではないため、公務員等に関する情報に係る除外規定である「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」には該当しない。

以上から、当該報告書は、除外規定ア、イ、ウのいずれにも該当しない情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、不開示情報となる。

なお、異議申立人は「申立人本人の情報である」ということを主張しているが、条例に定める開示請求権制度は何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

### 3 条例第7条第6号の該当性について

当該調停は、県の事務である用地買収交渉に関するものであり、今後、県相手の訴訟に移行する可能性がある。

当該調停は、調停申立人と県とが同席することなく進められたものであり、調停において、申立人は県の発言を直接的には聞いていない。また、前述のように、調停における会話等については裁判所では記録しておらず、調停委員作成の調停事件経過表も完全に非公開であり、裁判において請求があっても開示されないものである。

以上から、当該報告書を公にすると、条例第7条第6号イの「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるため、当該報告書は不開示情報である。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の

県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は、異議申立人が申し立てた民事調停に出席した実施機関の職員が、その内容を上司に報告するために作成した報告書である。

当該報告書には、調停の日時、場所、出席者、調停の内容等が記載されている。

## 3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等、個人に関する一切の情報をいうものである。

本件不開示情報は、実施機関と調停委員との具体的なやり取りであり、調停申立人の氏名、住所、申立ての内容等が具体的に記載されている。

これらは、一体として調停申立人の個人情報形成しており、上記条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当すると認められる。

### (2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務

の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報は、その記載されている内容から見て、本号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかである。

### (3) まとめ

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、申立人本人の情報であるため開示すべき旨主張するが、条例に定める開示請求権制度は何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

## 4 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報（前段）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（後段）」に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報が本号に該当しているとして、以下検討する。

### (1) 条例第7条第6号前段について

本件不開示情報は、民事調停に出席した実施機関の職員と調停委員との具体的なやり取りである。これらは、実施機関の事務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

### (2) 条例第7条第6号後段について

本件不開示情報は、実施機関と調停申立人とが対等な立場で臨む民事調停での記録であり、実施機関の説明するように、調停申立人が同席しない場で、実施機関の率直な意見がそのまま記載されているものである。そして、当該調停は今後、訴訟に移行する可能性も否定できないことから、本件不開示情報は、全体として具体的争訟における攻撃防御方法に関する情報である。

このような事情に照らすと、当該調停での記録を公にすることにより、争訟当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるとの実施機関の主張は、是認できるところである。

よって、本件不開示情報は、条例第7条第6号イに規定する「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の

財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報に当たり、同号後段に掲げる情報に該当すると判断する。

(3) まとめ

したがって、これらの情報は、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると判断する。

**5 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

**第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年11月7日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成17年12月22日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年4月5日 (第106回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成18年6月7日 (第107回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成18年8月10日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授(行政法)	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授(理科教育)	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授(行政法)	

(平成18年8月10日現在)